

## 運転免許証等自主返納（申請による取消）の代理人による

体の不自由等の理由により、窓口に来庁できない場合、親族等が代理人として、運転免許証等の申請取消の手続きができます。

～ 申請時に委任状の提出のほか、申請者本人に対して電話で返納の意思確認を行います ～

